

国土交通省 各府省からの第2次回答

管轄 番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市长会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
59	東京によつては、刑事事件等を起こした過去がある等、暴力団の関与が懸念されることがある。近年、暴力団排除条例の制定等により暴力団の排除のための施策が全國的に進んでいる中、中止するに至る暴力団排除条例等による暴力団の排除等であることは望ましくないため、認可行としては暴力団と割り切るの認可を行つた。 また、暴力団の関与を事前に防止する必要があると考えるため、中小企業等協同組合法への暴力団等暴徒規定への追加を求める。	-	-	-	【全国知事会】 公共工事や認可などの行政分野において、暴力団の関与をあらかじめ防ぐとともに、排除を進める。改正法により暴力団排除条項を追加すべきである。 【全国市长会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		中小企業等協同組合法を改訂し暴力団排除規定を追加するためには、同法に基づき設立された組合に暴力団員等が関与し、その活動を通じ暴力団の威力が行使され、組合員の公正な経営活動の権利を確保できないとの具体的な法理を実現必须であるが、現時点でのこのような情報では、現状では法理上、法的根拠が不足している。 引き続き中小企業庁と警察庁が協力して情報収集を行い、中小企業等協同組合法の目的である中止規制の強化、江戸川区監視等の強化等、より効果的な施策を行う。新労働モデルの推進(労使の協議の強化)等も併せて検討する。 このように、組合員の権利を保護するための暴力団の根絶なら、その活動を通じて暴力団の威力が行使され、組合員の公正な経営活動の権利を侵害するとの根拠を明確にする必要があると認められる場合には、必要な措置を検討することとしている。
73	現在、国土利用計画法第23条に基づく届出については、届出件数及び内容を都道府県から国土利用計画課へ提出するものとされています。(都道府県の国土利用計画課は、都道府県の国土利用計画課長(以下「審査官」という。)の下に、国土利用計画課第20条第1項に基づく届出については、受知県へ非後出し用面積及び土地買賣手帳の提出の文書(以下「添付書類」といいます)を提出するものとされています。)そのため、本件では地場移譲市町村から非後出し用面積及び土地買賣手帳の提出の文書(以下「添付書類」といいます)を提出するものとされています。受知県は提出内容の概要を提出書類の副本及びその添付書類の提出によつて可能である。このため、日本及びその添付書類の添付書類の提出によつて可能である。都道府県と種別移譲された市町村との間で、市町村及び提出者の審査負担の軽減のため、都道府県と種別移譲された市町村との間で、電磁的方法等によって提出内容等について適切な情報共有の措置が行われている場合については、提出書類は正本のみヒビとすると可とする方向で検討してまいりたい。	-	【一宮市】 国土利用計画法第20条の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	-			一回回答のとおり、条例に基づく事務処理特例制度により国土利用計画法第23条の届出に係る審査官の職務の執行の規則(以下「規則」といいます)の第2条第1項第1号に規定されている正本及び副本の提出が不要にならないものではない、といつてございません。ただし、市町村及び提出者の審査負担の軽減のため、都道府県と種別移譲された市町村との間で、電磁的方法等によって提出内容等について適切な情報共有の措置が行われている場合については、提出書類は正本のみヒビとすると可とする方向で検討してまいりたい。
75	記載事項の簡略化の検討に際しては、2・3年分の維持事業に要する額の記載の省略による抜き出しを見直しを望まれます。また、検討のスケジュールをお示しいただきたい。	-	-	-	【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		次回回答の検討・策定期間までに、地域公共交通を確保・維持するための定量的な目標・効率等の評価が実施されているかを判断する上での影響の有無を含め記載事項の簡略化について検討して参ります。
76	「1ヵ月以内の申請についつても未款に対応しているところ」とあるが、本県の事例に限らず、1ヵ月前までに更に規定に對応を行うことが困難な事例は全国的にもあると想定されるため、周知を徹底していただきたい。	-	-	-	【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		やむを得ない事情がある場合については、あらかじめ宮崎の地方運輸局等にご相談頂き、申請時期について引き続き業者に対応して参ります。

問 題 番 号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市长会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答		
	見解	補足資料	見解	補足資料					
108	○技術向上に伴い確実性が向かう(騒音・振動の軽減)している中で、周辺の環境に影響を与えない施設の規模として、一律に施設建設能力が1ha以上にして定められている合理的な理由はないかと示して下さい。	-	-	-	【全国市長会】 提案団体の提案の実施に向けて、積極的な検討を求める。 ○「周辺の環境に影響を与えない」一定の小規模な産業廃棄物処理施設については、都市計画決定等を不容易としていることから、便所ラック等の排便施設や、洗車場等の施設を除くものであらかじめ環境に影響を及ぼさない施設を容認する方針である。また、既存の施設物、既存物等のための内保険を施しておらず、屋外保管するタイプ又はそれが目的の確評施設と比較しても、周辺環境への影響が小さくなる部分に留意している。 ○日本、中国や東アジア諸国がプラスチックの投入を制限し、国内でのプラスチックの熱回収率が年々高まっているなど、社会経済情勢が変化しているところから、1日当たりの排出量を大幅に削減する理由がないのであれば、周辺の環境に影響を及ぼさないことをうらやま内で、機械の運営を見直すべきと考えます。	○建築基準法施行令第130条の2の1第1項第3号に定める周辺の環境に影響を及ぼしない施設の具体的情報を定めては、施設の運営を許可する旨を規定する規制が全国に適用されることが想定されるが、現状では、施設の運営を行った場合、施設の運営による影響が及ぼさないことを示すための内保険を施しておらず、屋外保管するタイプ又はそれが目的の確評施設と比較しても、周辺環境への影響が小さくなる部分に留意している。 ○日本、中国や東アジア諸国がプラスチックの投入を制限し、国内でのプラスチックの熱回収率が年々高まっているなど、社会経済情勢が変化しているところから、1日当たりの排出量を大幅に削減する理由がないのであれば、周辺の環境に影響を及ぼさないことをうらやま内で、機械の運営を見直すべきと考えます。	各府省からの第2次回答		
118	「計画上の機能を満足するために必要なものとして決議した区域を縮約することで、都市計画道路設施の整備が促進される。この結果、財産権は必要最小限とすべきであり、提案の実施に向けて、積極的な検討を求める。 【全国市長会】 提案を踏まえ、財産権は必要最小限とすべきであり、提案の実施に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案を踏まえ、財産権は必要最小限とすべきであり、提案の実施に向けて、積極的な検討を求める。	-	-	-	【全国知事会】 提案を踏まえ、財産権は必要最小限とすべきであり、提案の実施に向けて、積極的な検討を求める。 ○この件は、都市計画決定や特定行為の許可是地方公共団体の長が実施権であり、既に分権化されている。したがって、具体的な施設の建設にあたっては、地方公共団体の関係部署が実施権の運営にあたるが、そちらに提案団体へ届けられた別紙の実務合意、都市計画や都市市街地整備の権限を行使する行為に付随することもあるとされています。 ○なお、産業廃棄物の処理に係る特許施設の整備の発達に関する法律は、産業廃棄物の処理施設の安定的供給と産業廃棄物の適正処理の推進を目的としており、基本指針に定めたる特権条件に沿って、産業廃棄物の処理を行なうことができる施設として融資等の公的支援も実施されています。 ○この件は、都市計画決定や特定行為の許可是地方公共団体の長が実施権であり、既に分権化されている。したがって、具体的な施設の建設にあたっては、地方公共団体の関係部署が実施権の運営にあたるが、そちらに提案団体へ届けられた別紙の実務合意、都市計画や都市市街地整備の権限を行使する行為に付随することもあるとされています。 ○今後、当該都市計画変更を都市計画法施行規則第13条に定める「都市計画の経常な更新」に位置付ける旨、各市町村の検討を進める。 ○産業廃棄物の処理に係る特許施設の整備の発達に関する法律は、産業廃棄物の処理施設の安定的供給と産業廃棄物の適正処理の推進を目的としており、基本指針に定めたる特権条件に沿って、産業廃棄物の処理を行なうことができる施設として融資等の公的支援も実施されています。	提案を受け、他の施設事例を確認した結果、本件の廻り切り部分の都市計画道路路の区域の変更段階を踏まえ、財産権を設けることで、周辺の環境に影響を及ぼさないものであるとして、国土交通大臣への提出書類にて明記化して下さい。具体的な施設の建設にあたっては、地方公共団体の関係部署が実施権の運営にあたるが、そちらに提案団体へ届けられた別紙の実務合意、都市計画や都市市街地整備の権限を行使する行為に付随することもあるとされています。 ○この件は、都市計画決定や特定行為の許可是地方公共団体の長が実施権であり、既に分権化されている。したがって、具体的な施設の建設にあたっては、地方公共団体の関係部署が実施権の運営にあたるが、そちらに提案団体へ届けられた別紙の実務合意、都市計画や都市市街地整備の権限を行使する行為に付随することもあるとされています。	各府省からの第2次回答		
119	【農林水産省】「地域再生計画第18条の規定により農林水産大臣の実務を受けていたのみならぬそれなりの実績について、この実績基準に立ち上げをしないものとする」とより、周辺環境、流域再生などの施設であっても補助金が可能となっている点も含めていますが、農業生産者等の施設を認定されると生産用水料金の支拂いを緩和したり等の特典を享受せんでも、農水省計画区分基準第18条第3項に該当するか明確化していただきたい。 【農林水産省】 提案を踏まえ、財産権は必要最小限とすべきであり、提案の実施に向けて、積極的な検討を求める。	-	-	-	【全国知事会】 提案を踏まえ、財産権が認定されると生産用水料金の支拂いを緩和したり等の特典を享受せんでも、農水省計画区分基準第18条第3項に該当するか明確化していただきたい。 【全国市長会】 提案を踏まえ、財産権は必要最小限とすべきであり、提案の実施に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案を踏まえ、財産権は必要最小限とすべきであり、提案の実施に向けて、積極的な検討を求める。	【農林水産省】 農林水産省は、環境省から発出された通知に關するため、当府省としての回答は控えます。 【農林水産省】 提案を踏まえ、財産権が認定されると生産用水料金の支拂いを緩和したり等の特典を享受せんでも、農水省計画区分基準第18条第3項に該当するか明確化していただきたい。 【全国市長会】 提案を踏まえ、財産権は必要最小限とすべきであり、提案の実施に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案を踏まえ、財産権は必要最小限とすべきであり、提案の実施に向けて、積極的な検討を求める。	【農林水産省】 農林水産省は、環境省から発出された通知に關するため、当府省としての回答は控えます。 【農林水産省】 提案を踏まえ、財産権が認定されると生産用水料金の支拂いを緩和したり等の特典を享受せんでも、農水省計画区分基準第18条に該当するか明確化していただきたい。 【全国市長会】 提案を踏まえ、財産権は必要最小限とすべきであり、提案の実施に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案を踏まえ、財産権は必要最小限とすべきであり、提案の実施に向けて、積極的な検討を求める。	【農林水産省】 農林水産省は、環境省から発出された通知に關するため、当府省としての回答は控えます。 【農林水産省】 提案を踏まえ、財産権が認定されると生産用水料金の支拂いを緩和したり等の特典を享受せんでも、農水省計画区分基準第18条に該当するか明確化していただきたい。 【全国市長会】 提案を踏まえ、財産権は必要最小限とすべきであり、提案の実施に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案を踏まえ、財産権は必要最小限とすべきであり、提案の実施に向けて、積極的な検討を求める。	各府省からの第2次回答
120	現行制度では任期が2年と法定されており、地方が主目的に任期を定める余地すら認められていない状況です。委員の任期について、法律に規定しなければならない理由をお示しいただけます。 建設審査会の委員の任期についても、現時2年以内としている地方公共団体が少なからずあることは事実ですが、現時2年以内としている理由を定められるようにならうこととに意義があると考えます。 都道府県における条例制定の負担を考慮すれば、本県として、一概に条例委任を求める方向ではないと考えます。現時2年以内としている理由を定められることによって、任期を定めるとする立場を取る方針を考えると、2年以内の任期を定めないと建設審査会が新たな条例を制定する余地がないのではないかとあります。「大半自治体に適用可能な条例改正の負担を負わせ」ることなく、地方の自主性を高めることができるのではないかと考えます。	-	-	-	【全国知事会】 都道府県建設士審査会の運営は自治事務であり、かつ他の審査会等の委員任期についても同様に、現時2年以内としている理由を定められることに意義があることを確認するため、都道府県建設士審査会の委員任期が全国一律で2年と定められない理由を示されました。 ○法令で定められた任期と異なるか否かについて、地方公共団体の判断により定めることを可能とする旨が示されています。したがって、現時2年以内としている理由を定められることに意義があることを理由として、都道府県建設士審査会の委員の任期が全国一律で2年と定められない理由を示されました。 ○法令で定められた任期と異なるか否かについて、地方公共団体の判断により定めることを可能とする旨が示されています。したがって、現時2年以内としている理由を定められることに意義があることを理由として、都道府県建設士審査会の委員の任期が全国一律で2年と定められない理由を示されました。 ○任期を定めるとする立場を取る方針によると、現時2年以内としている理由を定められることに意義があることを理由として、都道府県建設士審査会の委員の任期が全国一律で2年と定められない理由を示されました。	○提案事項に係るニーズ等を確認するため、地方分権改革推進会議と共に、都道府県の政策部門及び建設部局に對しアンケートを行い、その結果を踏まえて、検討することにしたい。 ○任期を定めるとする立場を取る方針によると、現時2年以内としている理由を定められることに意義があることを理由として、都道府県建設士審査会の委員の任期が全国一律で2年と定められない理由を示されました。	○提案事項に係るニーズ等を確認するため、地方分権改革推進会議と共に、都道府県の政策部門及び建設部局に對しアンケートを行い、その結果を踏まえて、検討することにしたい。	○任期を定めるとする立場を取る方針によると、現時2年以内としている理由を定められることに意義があることを理由として、都道府県建設士審査会の委員の任期が全国一律で2年と定められない理由を示されました。	

国土交通省 各府省からの第2次回答

管轄 番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	規制法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び同該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	
	区分	分野									団体名	支障事例		
143	② 地方に対する規制緩和	土木・建築	法人土地・建物基本認定の都道府県の事務の見直し	法人事業の都道府県の事務の見直し	調査者が5年ごとに実施している「法人土地・建物基本認定(基幹統計調査)」について、作業の効率化や調査を受ける法人の立場を考慮しながら、各都道府県が外部に委託している事業者は国へ一括して外部委託するなど、都道府県の事務負担を軽減するよう都道府県が実施すること。	本調査については、統計法第16条及び統計法施行令第4条に基づき、以下の区分で業務を行うことられている。 ①都道府県の内部に用意される「会社以外の法人」の名簿登録、督促(2回目・3回目)、調査表の回収・受付(持式審査)、データ入力(国土支障事例) ②都道府県内に用意される「会社以外の法人」の名簿登録、督促(2回目・3回目)、調査表の回収(持式審査)、データ入力(国土支障事例) ③都道府県が実施する「会社以外の法人及び会社法人」の名簿登録、その他の都道府県が実施する業務以外の業務	統計法第16条及び統計法施行令第4条	国土交通省	鳥取県	—	北海道、青森県、福島県、宮城県、岩手県、山形県、秋田県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山县、高知県、四国地方の各都道府県、沖縄県、鹿児島県、宮崎県、大分県、九州地方の各都道府県のうち、国土支障事例	○法人の趣旨によって、調査員の出勤・審査が国と都道府県に分かれていることから、都道府県、特に都道府県に業務が発生しているが、国へ一括して調査をすれば、都道府県への回収、委託料、勘定料などの費用を削減できる。 ○調査員が外へ回収することによって、都道府県の職員が大きくつき縦養國へ一括して調査することで、特段の支援が受けられ、国へ一括して調査し、業務の運営が良くなる。 ○調査員が外へ回収することによって、都道府県が実施することにより、平成5年の第1回調査から東京の一部を都道府県で実施しており、平成30年調査に係る名簿登録、調査表の収集及び対応業務について、都道府県の職員が大きいつなぎ縦養調査(回収した調査表の記載内容に対する照合)業務を国土交通省が実施することにより、平成5年の第1回調査から東京の一部を都道府県で実施することにより、平成30年調査に係る名簿登録の企画段階では、第1回から第3回までの得失をもって都道府県において実施する調査の実施率の上昇を図ることとしている。 ○調査員が外へ回収することによって、都道府県の職員が実施することにより、平成5年の第1回調査から東京の一部を都道府県で実施することにより、平成30年調査に係る名簿登録の企画段階では、第1回から第3回までの得失をもって都道府県において実施する調査の実施率の上昇を図ることとしている。 ○調査員が外へ回収することによって、都道府県の職員が実施することにより、平成5年の第1回調査から東京の一部を都道府県で実施することにより、平成30年調査に係る名簿登録の企画段階では、第1回から第3回までの得失をもって都道府県において実施する調査の実施率の上昇を図ることとしている。 ○調査員が外へ回収することによって、都道府県の職員が実施することにより、平成5年の第1回調査から東京の一部を都道府県で実施することにより、平成30年調査に係る名簿登録の企画段階では、第1回から第3回までの得失をもって都道府県において実施する調査の実施率の上昇を図ることとしている。 ○調査員が外へ回収することによって、都道府県の職員が実施することにより、平成5年の第1回調査から東京の一部を都道府県で実施することにより、平成30年調査に係る名簿登録の企画段階では、第1回から第3回までの得失をもって都道府県において実施する調査の実施率の上昇を図ることとしている。	平成5年の第1回調査から東京の一部を都道府県で実施しており、平成30年調査に係る名簿登録、調査表の収集及び対応業務について、統計法第16条及び都道府県の職員が大きいつなぎ縦養調査(回収した調査表の記載内容に対する照合)業務を国土交通省が実施することにより、平成5年の第1回調査から東京の一部を都道府県で実施することにより、平成30年調査に係る名簿登録の企画段階では、第1回から第3回までの得失をもって都道府県において実施する調査の実施率の上昇を図ることとしている。 ○調査員が外へ回収することによって、都道府県の職員が実施することにより、平成5年の第1回調査から東京の一部を都道府県で実施することにより、平成30年調査に係る名簿登録の企画段階では、第1回から第3回までの得失をもって都道府県において実施する調査の実施率の上昇を図ることとしている。 ○調査員が外へ回収することによって、都道府県の職員が実施することにより、平成5年の第1回調査から東京の一部を都道府県で実施することにより、平成30年調査に係る名簿登録の企画段階では、第1回から第3回までの得失をもって都道府県において実施する調査の実施率の上昇を図ることとしている。	平成5年の第1回調査から東京の一部を都道府県で実施しており、平成30年調査に係る名簿登録、調査表の収集及び対応業務について、統計法第16条及び都道府県の職員が大きいつなぎ縦養調査(回収した調査表の記載内容に対する照合)業務を国土交通省が実施することにより、平成5年の第1回調査から東京の一部を都道府県で実施することにより、平成30年調査に係る名簿登録の企画段階では、第1回から第3回までの得失をもって都道府県において実施する調査の実施率の上昇を図ることとしている。

管轄 番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
143	O「調査員回収率への影響も想定されることから、引き続き都道府県による一定の開示が必要」との理由に関して、平成30年土地基本調査に関する研究会(第1～3回)審議委員等によれば、調査員回収率が低くなると外調査の回収率の低さのため、地籍帳面回収率が低くなるとしている様子は、はるかに現実的で、都道府県の開示が開示の範囲で実行の困難である。一方、開示だけの調査では回収率が上昇しない傾向を検証し、都道府県の開示がなくとも回収率を確保できる地籍カバードとの研究で得られた上で、統計法等開拓法その他の監査を行った結果をも含めた調査方法で開示を実現する方針である。O「学識経験者等からなる研究会において、都道府県の開示の在り方にについて検討するとすると、開示の実現性は、これまでの土地基本調査における開示での回収率が約8割であるのに対し、開示を実現した場合の回収率は約6割である。開示の回収率が約6割であることを踏まえることであらうが、検討を実証はしにせよとも過去の調査結果を踏まえて検討をすみやかに開始していただきたい。」	-	【参考】 調査員の回収時における国と県の現行の事務分担は、調査対象が会社法人であるか等によって区分され、いわゆる「二段階」であり、これらを踏まえて、都道府県の開示の実現性について検討を行っている。開示の実現性のあり方としては、都道府県が開示する形で開示の範囲で実行の困難である。一方、開示だけの調査では回収率が上昇しない傾向を検証し、都道府県の開示がなくとも回収率を確保できる地籍カバードとの研究で得られた上で、統計法等開拓法その他の監査を行った結果をも含めた調査方法で開示を実現する方針である。	-	-	平成30年土地基本調査に関する研究会(第1～3回)においては、国と都道府県の事務分担の見直しのほか、「調査員」の構成・デザイン改善などの回収率確保に関する議論を行った。 見直しの結果、開示の実現性については、開示の範囲で実行の困難であるとして、開示の範囲で実行する開示のあり方として、都道府県が開示する形で開示の範囲で実行の困難であるとして、開示と開示の範囲における開示の回収率は、平成28年予備調査と同様、その結果を踏まえて、県と都道府県の開示の事務分担を決定した(平成28年予備調査における都道府県の回収率:約71%、都道府県の回収率:約5%) 次回調査における都道府県の開示の在り方については、今回の調査における回収率等の結果を踏まえ、開示のあり方で、実際調査に向けた研究会等に向けて、参画の効率化のための見直しの方針性を整理する。	

管轄 番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	
	見解	補足資料	見解	補足資料				
153	大規模災害発生時における川根羅原工事については、復旧延長が長い間、わずかな水勢や地形の変動であっても、実害事業費が高騰するケースがある。これは、災害後地の大さきに起因するものである。そのため、河川の計画が、着々と改良的になったり、あるいは十分な復旧効果を得られない場合には、改修工事は必要ではない。	-	-	-	【全国知事会】 大規模・広域・複合災害への迅速な対応を図るため、国の財政支援における地方自治体の事業に対する助成率を現行の3割から5割に引き上げるなど必要な見直しを行うこと。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		設計変更の協議を踏むる企画条件を緩和すれば、工法や構造に影響がでるような重要な変更も「技術的実現」に含まれる恐れがあり、その変更内容を認めることができなくなる。そのため、十分な効率化が得られない、事業の適正な実施ができない可能性があるため、本提案は不適切である。	
159	神戸市においては、昭和22年から昭和32年にかけて各村を合併した際に、各村の村道路網を市道として認定、区域を定め、公用を開始する旨の告示を行っている。また、各村内道路は、旧道路(大正時代より既存)の制度的に、村内の多くの里道を、一般の交通の用に供している。これらは、昭和初期に制定してから現在までそのまま維持されている。	-	-	-	【全国知事会】 市用物件の管理期間については、地方分権改革推進委員会第2次勧告を踏まえ、廃止若しくは条例変更の、又は条例による修正を許容すべきである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	道路法第2条に規定されているとおり、道路法における道路とは「一般交通の用に供する道」ならぬ、不定多数の一般大衆の用に供するものであるにかかわらず、通行人の利便性を確保する必要があり、提案にあらかじめ規制・制限・規制の有無は法律上問題はないが、原則として規制を設けないことは法律上問題はない。なお、東日本大震災のような大規模災害が発生した際は、災害箇所が特定の地域に集中し、さらに所轄の市町村によって異なることから、事務の効率化・簡素化を図り、早期の復旧工事を実現するため、現行の規制を緩和する方針である。特段的に規制を緩和することで何ができるか検討があり、そのことは未だ知していない。		
165	各都道府県協議会から提出される計画の記載内容に限りが多いとのことであるが、毎年の上半期に経営指標を定め、わかりづらいことから、今までに公布されている経営指標のほかで予算を審査するうえで、予算を組むうえで参考にするべきである。また、予算を組むうえで予算を組むなどの対応を図らねばならない。	-	-	-	【愛媛県】 平成29年度の計画認定については、平成29年9月29日付け通知が、平成30年8月1日付け到達。約10ヶ月遅れとなりましたが、毎年遅れが常態化していることから、图において制度の根本的な見直しが必要である。	【全国知事会】 地方公共団体が補助金を受けるに当たる条件として、計画認定が義務付けられ、大きな事務負担がかかる。そのため、計画認定が義務付けられる場合は、法律・政令による規制を設ける。廃止文は法律・政令による規制を設けることとする。また、期日内の適正な事務手続きを行うこと。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	現在の様式について、補助金の算出に必要な情報を記載いたしているところ、これ以上の簡略化は困難であるが、「意見のあたった」計画書される様式の配布については次回開催の秋に提出する予定である。また、計画認定の申請手続の簡略化についても、これまで以上に十分な内容認証がされるよう指導して参りました。	
						交付申請の改正や計画案定に必要な手続等の通知の前倒しについては、次年度の補助金の候補となる府省予算案決定までの間に取り組むこと。これまで以上に手続を簡略化するべく改訂が込まれているが、その後自治体への説明を行い、それを踏まえて平成21年に当時の管理期間を半分に短縮していること。		

国土交通省 各府省からの第2次回答

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	規制法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同実施団体及び該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
204	④ 地方に対する規制緩和 事業の資格条件の緩和	土木・建築	認定特定行政庁による ことができる建築主事の 資格条件の緩和	建築基準法第67条の2により認定特定行政庁にて、長期優良住宅又は省エネ住宅等の資格をもつて、建築基準適合判定者である者ははじめから、認定特定行政庁が認定する建築主事の資格の緩和を行うこととする。また、認定特定行政庁及びその執行部が認定する建築主事の資格の緩和を行うこととする。	本市は、建築基準法第67条の2により認定特定行政庁として、長期優良住宅等計画と活動した長期優良住宅又は省エネ住宅等の資格をもつて、建築基準適合判定者である者ははじめから、特に、今後、民泊の普及が進むことにより、建築主事の資格の緩和を行いたいところである。また、認定特定行政庁及びその執行部が認定する建築主事の資格の緩和を行いたいところである。	建築基準法第5条	国土交通省	福岡市	—	福岡市、みどり市、松浦市	○本市においても、建築基準法第67条の2により建築主事を開き、認定特定行政庁とし、建築行政を行っているところあります。	○建築基準適合判定資格者は、建築士の設計に係る建築物が建築基準法第6条第1項の建築基準関係規定に適合するかどうかを判定するため必要な知識及び経験について行うもので、建築行政所管の各府省から、合意の範囲内で、各自の行政文化や特徴に応じて、建築基準法第7条の建築基準適合判定資格者登録を受けることとする。	○本府省における第2次回答

管轄 番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解			各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解			全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料					
204	<p>○確認審査業務の軽減における一次回答の指摘について肯定するものではありません。○しかしながら、平成10年の建築基準法改正から20年を経過し、民間の指定期間検査機関が最も多く利用される様子で、役場の業務をこれと競合する傾向に変化した結果、既定作業時間の建築基準法における申請者登録登録料金(税込)は、建設行政による申請登録料金(税込)に比して、約20年度の検査登録申請件数は全申請件数の約1%強と減少が進んでおり、根差特典実行府の検査自体が減ったこと等によれば、根差特典実行府の根差化基準と並び、「ライクル法」の建築基準法以外に「檢査特典実行府に移設されている条例や市民からの住宅建築相談、指導の業務」とつておられますが、これは検査登録料金(税込)による負担をうけています。今後、根差特典実行府が建築基準法など規制を強めると同時に、本件が抱える具体的な問題も現れる可能性があり、新年度改正による効率が得られるよう提案を行った旨を、より大筋的に視点で御理解いただきたいと考えます。</p> <p>○参考文献として、同様に技術士が検査登録料金(税込)において必ずしも同一であるとは言えず、二級建築士でも、建築基準適合資格試験に合格している建設主任に必要な知識や技術基準を備えていたと判断でき、一般建築士が資格要件であらぶに疑問を感じます。</p>	-	-	-	【全国市長会】			<p>○建築基準適合判定資格規定は、建築士の設計に係る建物物が建築基準法第6条第1項の建築基準関係規定に適合するかどうかを判定するために必要な知識及び経験について行うもので、実務者に適応する知識と合わせて、専門知識、経験を身につけるための教養知識として、7年間の実務経験の修業その他の方法で求められるもので、専門知識を有する者は、7年間の実務経験を有することを要件としている。</p> <p>○一般建築士は、建築学科における主修科の建築に関する課程において修習する科目の基本知識と、建築学科における主修科の建築に関する知識をもつて建築基準適合判定の設計及び工事監督をできる能力を判定することとされており、建築士法施行規則第12条第1項、「一般建築士が設計等を行う能力を有する者」として定められており、建築基準適合判定の設計及び工事監督を行う者である。 ○また、建築学科における主修科の建築に関する知識をもつて建築基準適合判定の設計及び工事監督をできる能力を判定することとされており、建築士法第3条第1項、「一般建築士が設計等を行う能力を有する者」として定められており、建築基準適合判定の設計及び工事監督を行う者である。 一方では、建築物が建築基準適合規範に適合するかどうかを判断することができないことがあるから、実質的には確認申請を拒否したり、未だな技術のままで、適合しない場合がある。</p> <p>○以上のことを理由に、実質的には確認申請を拒否したり、未だな技術のままで、適合しない場合がある。 ○以上のことから、根差特典実行府の建設主任どん場合であっても、二級建築士試験に合格した者が建築基準適合判定資格を取得することは可能とすることをできない。</p>	

管 理 番 号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
225	都道府県が担当する「会社法人以外の法人」の中には、市・町等が所管し、県と関係性が強い法人も含まれている。県の調査担当課が調査にかかるることで、調査率の回収率を上げることに貢献している。また、大企業は、県の調査に協力して、回収率を上げることで、県と市町村との信頼関係を構築することができる。しかし、県が巡回時に車を止めさせて、車内を検査されると、8月から本格的に調査が開始されたばく、システムが当初想定通りに動かず混乱が生じており、県一県一委託事業者間のやり取りも複雑となっている。 調査对象法人及び都道府県双方に負担のない効率的な調査方法となるよう真直をお願いしたい。	-	【参考】 調査率の回収率における県と市の現行の事務分担は、調査対象が会社法人であるかによって区分されています。これらは、原則として、市町村が対象とする事業者を除く、都道府県の管轄のあり方であり、引き続き実施されるというふうであるが、法人土地・建物基本調査における都道府県の管轄の必要性が十分に示せないのであれば、提案の趣旨に沿った都道府県業務の見直しをしていただきたい。	-	-	平成30年土地基本図面に関する研究会(第1~3回)においては、県と都道府県の事務分担の見直しのほか、「調査率」の構成・デザイン改善などの回収率確保に関する議論を行った。 見直しの結果、県は、平成30年7月から実施した「都道府県の管轄のあり方による事務分担」として、都道府県の管轄のあり方について検討を行った。その結果を踏まえて、県と都道府県の事務分担を決定した(平成30年予備調査における都道府県の回収率:約71%、都道府県の回収率:約5%)。 次回調査における都道府県の管轄のあり方については、今回の調査に伴う回収率等の結果を踏まえながら、今後調査に向けた研究会等に向けて、事業者の効率化のための見直しの方針を整備する。	

国土交通省 各府省からの第2次回答

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	規制法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	各府省からの第1次回答	
	区分	分野									団体名	支障事例	
257	⑤ 地方に対する規制緩和	運輸・交通	通訳案内士登録業務の見直し	通訳案内士登録の際に提出を求めている書類の見直し	通訳案内士登録に係る書類を削減することにより、申請者の受診・診断書の作成、履歴書の作成に係る負担を軽減することとともに、登録業務に係る書類の作成、履歴書の作成に係る負担を軽減することができる。	通訳案内士法施行規則第16条第2項	国土交通省	関西広域連合	一	長野県、愛媛県、福岡県、大分県	○本県でも、全国通訳案内士登録に係る書類のうち、健康診断書及び履歴書については、未提出と同様の支障事例がある。	全国通訳案内士の登録手続きに当たっては、申請者が、通訳案内士法第21条第1項、同法施行規則第17条に規定する登録拒否事由に該当しないか確認を行わなければなりません。その確認に当たっては、申請者に対して健康診断書の提出を求めることになりますが、都道府県が迅速に辦理することで可能であることを期待している。	
					このように通訳案内士の登録手続に提出が必要な記載、料金及び重要な書類を提出してもらうことで、受け取った申請者等による手書きの登録業務を軽減することができる。そのため、登録業務の見直しによって、登録業務の負担を軽減することができるものがあるが、申請者が都道府県外の部分である等で理由を範囲で見直すことができない事態が発生してしまう。						○本県でも、全国通訳案内士登録に係る書類のうち、健康診断書及び履歴書については、未提出と同様の支障事例がある。	○本県でも、全国通訳案内士登録に係る書類のうち、健康診断書及び履歴書については、未提出と同様の支障事例がある。	
					そのため、申請者が提出する全国通訳案内士試験での確認については、当該試験は必要な知識や能力を有する者の資格であることを確認するためのものであり、受験者の心身障害について専門的な知識の有無を問うものではありません。そのため、登録業務の見直しによって、登録業務の負担を軽減することができる。そのため、登録業務の見直しにおいては、登録業務の負担を軽減するための負担を減らすことが可能である。						○本県でも、全国通訳案内士登録に係る書類のうち、健康診断書及び履歴書については、未提出と同様の支障事例がある。	○本県でも、全国通訳案内士登録に係る書類のうち、健康診断書及び履歴書については、未提出と同様の支障事例がある。	
					そのため、申請者が提出する理由が不明確であり実務上の必要性が乏しい場合、登録業務の見直しによる負担軽減が実現的でない場合は、登録業務の見直しによる負担軽減を実現する手段として、改めて登録業務の見直しをかけて登録業務の見直しを実現する。そのため、登録業務の見直しによる負担軽減を実現する手段として、改めて登録業務の見直しをかけて登録業務の見直しを実現する。						○本県でも、全国通訳案内士登録に係る書類のうち、健康診断書及び履歴書については、未提出と同様の支障事例がある。	○本県でも、全国通訳案内士登録に係る書類のうち、健康診断書及び履歴書については、未提出と同様の支障事例がある。	
265	⑤ 地方に対する規制緩和	土木・建築	宅地建物取引士における旧姓使用について	宅地建物取引士における旧姓使用について	本項としては、男女共同参画の推進と女性の活躍実現を行っていく立場であるが、都道府県が登録や交付等の業務を行っている宅地建物取引士においては、旧姓の記載を認めている状況があり、宅地建物取引士として活躍する方々が避けられてしまうことによって、登録業務の負担が増加する傾向にある。そのため、女性の記載を可能とするこ	宅地建物取引士として登録する方(特に女性の方)の受取によるキャリアの分断が避けられ、男女共同参画の推進と女性の活躍の機会拡大につながる。	宅地建物取引事業規則第14条の11に規定されている宅地建物取引士の、旧姓の記載の欄に記載する欄が設けられており、登録の際には、登録の欄に記載する欄が設けられて、旧姓の記載を可能とするこ	国土交通省	岩手県、二戸市、岩手町	-	福井市、大阪府	○本市においてもあらゆる分野における女性の活躍を目指し、各種事業に取り組んでおり、個別の事業に限らず、男女共同参画の推進と女性の活躍の機会拡大に繋がる制度が実現されている。	宅地建物取引事業規則第30条第4項では、宅地建物取引士は、至秉事項説明をさとすとき、説明の相手方に對し、宅地建物取引士證を提示しなければならないこととされている。
											これは、都道府県に登録されている宅地建物取引士の本人情報等に照らして宅地建物取引士證を提示すれば、女性の登録が可能となるわけではなく、登録費用に関する要請が寄せられることがある。なお、旧姓、改姓のいわてあっても、消費者保護の観点から、登録事項においては、登録費用を支払うことが望ましい。	宅地建物取引事業規則第30条第4項では、宅地建物取引士は、至秉事項説明をさとすとき、説明の相手方に對し、宅地建物取引士證を提示しなければならないこととされている。	
											これは、都道府県に登録されている宅地建物取引士の本人情報等に照らして宅地建物取引士證を提示すれば、女性の登録が可能となるわけではなく、登録費用に関する要請が寄せられることがある。なお、旧姓、改姓のいわてあっても、消費者保護の観点から、登録事項においては、登録費用を支払うことが望ましい。	宅地建物取引事業規則第30条第4項では、宅地建物取引士は、至秉事項説明をさとすとき、説明の相手方に對し、宅地建物取引士證を提示しなければならないこととされている。	

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解			各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解			全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料					
257	健康診断書について、申請者からは、通訳案内士の業務内容が分からぬため医師から診察を拒否されたとの声が実際に届いていること。また、通訳案内士法施行規則第17条に「通訳案内の業務を適正に行なうにあらかじめ、医師が通訳案内士の業務内容と互通する旨を説明する」旨が規定されていることから、医師が通訳案内士の業務内容と互通する旨を説明する措置を取らねばならない。	有	—	—	—	—	健康診断書については、医師が通訳案内士の業務内容を正確に理解し、かつ業務の遂行の可否について容易に判断できるよう、健康診断書の形式を見直す方向で検討を行う。 また、既往歴についても、他の制度における申請時の添付書類を踏まえ、既往歴書から宣言書等に見直す方向で検討を行う。		
265	本提案を検討するに当たって、関西広域に登録等を申請する際の内容を直感する必要が生じるとの回答をいたしましたが、具体的にどのような点を直感する必要があるのか御示示いただけますか。 （なお、本提案は、男女共同参画の推進と女性の生涯支援に対するものであり、他の多くの必要な資格（被認定士、弁護士等）において、旧姓の使用が認められている状況を踏み、前向きに検討されたい。）	—	—	—	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。 【全国町村会】 提案案件の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。	—	宅地建物取引士証に記載されている情報の真正性を確保する観点から、使用する印伝に係る申請内容や申請方法等について検討する必要があると考えている。都道府県や不動産関係団体との調整を進めつつ、提案団体のご意見等も参考にしながら検討して参りたい。		

国土交通省 各府省からの第2次回答

管控行 動番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
287	<p>1 調査体制に係る国交省の基本的な認識について、調査実績回収への影響も想定されることから、引当額を算出する際は、この問題が考慮されるべきである。都道府県の現行の制度によれば、調査対象が会社法人であるかによって区分され、これらは、現行の制度では、引き受けられないとあるが、法人土地・建物基本調査における都道府県の開局の手続きが複雑化されるということであるが、法人土地・建物基本調査における都道府県の開局の必要性が十分に示せないのであれば、提案の趣旨に沿った都道府県事業の見直しをしていただきたい。</p> <p>2 国土交通省内部及び研究会議員等から成る研究会での検討の方向性及びスケジュールについて 第三章で示す研究会においては、「都道府県の開局手続きとして現行分担のあり方を維持するものではなく、1ヶ月遅延したうえで、都道府県の開局と現実的回収率との間の関係について、国交省の認識・判断が正しいかどうかデータに基づいて検証し、客観的に議論すべきである。この検討結果を参考にすべきである。</p> <p>また、各都道府県においては、2020年度における法人名簿登録を2020年度に実施することにため、予算要求の準備を2021年度の月頭から着手する必要がある。都道府県の予算措置に関するよう、国交省・研究会における検討の大まかなスケジュールを示してほしい。</p>	有	<p>[参考図] 調査実績の回収時における都道府県の現行の制度分担は、調査対象が会社法人であるかによって区分され、これらは、現行の制度では、引き受けられないとあるが、法人土地・建物基本調査における都道府県の開局の手続きが複雑化されるということであるが、法人土地・建物基本調査における都道府県の開局の必要性が十分に示せないのであれば、提案の趣旨に沿った都道府県事業の見直しをしていただきたい。</p>	-	-	平成30年土地基本図審査に関する研究会(第1～3回)においては、国土交通省の現行分担の見直しのほか、「調査実績」の構成・デザイン改善などの現実回収率に関する議論を行った。 その結果、現行の制度では、現実回収率を上げるために、現行の制度を改めることによって、都道府県の開局手続きを簡素化する検討を行った。その結果を踏まえて、都道府県の開局の区分枠を決定した(平成28年予算概算における都道府県の開局の回収率:約71%、都道府県の回収率:約59%)。 次回調査における都道府県の開局の仕方については、今回の調査における現実回収率等の結果を踏まえ、実際調査に向けた研究会等に向けて、事業の効率化のための見直しの方向性を整理する。	

国土交通省 各府省からの第2次回答

管理者番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解			各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解			提案募集検討専門会議会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料				
289	今回の提案は、コミュニティバスとして活用が求められる区域運行や自家用有償旅客運送等が、制度上陸っぱりに比べて例外的な位置づけとされていることにによるしの不公平な支障の解消を求めるものである。所管省からの一次回答は現行制度を変えて調整を検討しているが、時代に沿った制度の見直しを行なう決意もあるのである。							
	【実施範囲】 路線バス(一般乗合旅客自動車運送事業)の廃止により、市町が運営する自家用有償旅客運送の実施が多くの地域で困難となってしまった交通手段として品目が現行を抱いている。これら交通手段の条件や地域活性化のために、空港バスや公共交通や生活機能の有償運送等も活用事例の一ひとつとして挙げられる。	【全国知事会】 自家用有償旅客運送についての実施範囲については、その適用が本来期待される範囲に比べて著しく限界されていることから、民間の運送事業者による自家用有償旅客運送の実施が困難となってしまったことによる影響が認められていること。自家用有償旅客運送が運営するものと並んで、公共交通機関から、自家用有償旅客運送への移行によって、地域の実情に応じた地場交通の円滑な運営が可能となることを期待している。	【重点事項42】 ○自家用有償旅客運送について、一般乗合旅客自動車運送事業者については許可なく少量の運送が認められていること。自家用有償旅客運送が運営するものと並んで、公共交通機関から、自家用有償旅客運送への移行によって、地域の実情に応じた地場交通の円滑な運営が可能となることを期待している。	【別紙2(関係)】 ○一回回答でも述べたとおり、自家用有償旅客運送による有償の貨物運送については、輸送の実施を認めていたところ、自家用有償旅客運送による有償の貨物運送が許可されることは、自家用有償旅客運送の実施範囲が認められていないことから問題がないかと申請時に確認が必要があつた。	○一方、陸運支局長が本通知による取扱いの対象地域を判断するにあたっては、公的に「既存の公共交通機関の運送の競争から料金が安い」として、自家用有償旅客運送の実施範囲を認めていたことから問題はないとしている。	○一方、陸運支局長が本通知による取扱いの対象地域を判断するにあたっては、公的に「既存の公共交通機関の運送の競争から料金が安い」として、自家用有償旅客運送の実施範囲を認めていたことから問題はないとしている。		
	自家用有償旅客運送による少量貨物の運送(別紙2関係)については、市町村がコミュニティバスとして自家用有償旅客運送の実施範囲を認めていたところ、自家用有償旅客運送による少量の運送は、自家用有償旅客運送を運営するための運送免許の許可が必要となる。これは、自家用有償旅客運送による少量の運送は、許可不要の自家用有償旅客運送を行うことが可能なことによる。この点では、自家用有償旅客運送による少量の運送は、自家用有償旅客運送を行なう場合に必要な運送免許の取得が不要となる。そのため、自家用有償旅客運送を行なう場合は、自家用有償旅客運送による少量の運送は、許可不要の自家用有償旅客運送を行なうことができる。そのため、自家用有償旅客運送による少量の運送は、許可不要の自家用有償旅客運送を行なう場合は、自家用有償旅客運送による少量の運送は、許可不要の自家用有償旅客運送を行なうことができる。	○「地域公共交通条例」については、「貨物自動車運送事業に関するものとは違っていないとの」の見解を示すものであり、その公認を得た場合には、自家用有償旅客運送による少量の運送は、許可不要の自家用有償旅客運送を行なうことができる。	○「地域公共交通条例」については、「貨物自動車運送事業に関するものとは違っていないとの」の見解を示すものであり、その公認を得た場合には、自家用有償旅客運送による少量の運送は、許可不要の自家用有償旅客運送を行なうことができる。	○「地域公共交通条例」については、「貨物自動車運送事業に関するものとは違っていないとの」の見解を示すものであり、その公認を得た場合には、自家用有償旅客運送による少量の運送は、許可不要の自家用有償旅客運送を行なうことができる。	○「地域公共交通条例」については、「貨物自動車運送事業に関するものとは違っていないとの」の見解を示すものであり、その公認を得た場合には、自家用有償旅客運送による少量の運送は、許可不要の自家用有償旅客運送を行なうことができる。	○「地域公共交通条例」については、「貨物自動車運送事業に関するものとは違っていないとの」の見解を示すものであり、その公認を得た場合には、自家用有償旅客運送による少量の運送は、許可不要の自家用有償旅客運送を行なうことができる。	○「地域公共交通条例」については、「貨物自動車運送事業に関するものとは違っていないとの」の見解を示すものであり、その公認を得た場合には、自家用有償旅客運送による少量の運送は、許可不要の自家用有償旅客運送を行なうことができる。	
	自家用有償旅客運送の実施範囲で認めていたところ、自家用有償旅客運送による少量の運送は、自家用有償旅客運送による少量の運送は、許可不要の自家用有償旅客運送を行なうことができる。これは、自家用有償旅客運送による少量の運送は、許可不要の自家用有償旅客運送を行なう場合は、自家用有償旅客運送による少量の運送は、許可不要の自家用有償旅客運送を行なうことができる。	○「地域公共交通条例」については、「貨物自動車運送事業に関するものとは違っていないとの」の見解を示すものであり、その公認を得た場合には、自家用有償旅客運送による少量の運送は、許可不要の自家用有償旅客運送を行なうことができる。	○「地域公共交通条例」については、「貨物自動車運送事業に関するものとは違っていないとの」の見解を示すものであり、その公認を得た場合には、自家用有償旅客運送による少量の運送は、許可不要の自家用有償旅客運送を行なうことができる。	○「地域公共交通条例」については、「貨物自動車運送事業に関するものとは違っていないとの」の見解を示すものであり、その公認を得た場合には、自家用有償旅客運送による少量の運送は、許可不要の自家用有償旅客運送を行なうことができる。	○「地域公共交通条例」については、「貨物自動車運送事業に関するものとは違っていないとの」の見解を示すものであり、その公認を得た場合には、自家用有償旅客運送による少量の運送は、許可不要の自家用有償旅客運送を行なうことができる。	○「地域公共交通条例」については、「貨物自動車運送事業に関するものとは違っていないとの」の見解を示すものであり、その公認を得た場合には、自家用有償旅客運送による少量の運送は、許可不要の自家用有償旅客運送を行なうことができる。	○「地域公共交通条例」については、「貨物自動車運送事業に関するものとは違っていないとの」の見解を示すものであり、その公認を得た場合には、自家用有償旅客運送による少量の運送は、許可不要の自家用有償旅客運送を行なうことができる。	
	区域運行や自家用有償旅客運送等について時代の変化に則した法律上の位置付けがなされるにによって、地場の実情に合った適度な地域公共交通の導入と使用とともに、多様な選択肢が認められることで自治体の選択性が十分に發揮されることを目指すものである。							

国土交通省 各府省からの第2次回答

管轄 番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	規制法令等	制度の所管・関係府省	団体名 (特記事項)	<追加共同実施団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野								団体名	支障事例	
296	日 地方に対する 規制緩和	土地利用(農地除外)	古町村が地域の実情 に応じて公団の設置 を判断できるよう枠付 けの廃止・緩和	都市公園法の設置について法第25条第1項第6号では、開発行為の許可基準として、開発区域の面積が0.3ha以上5ha未満の開発行為について、面積の3%以上の公団は設置するべきである旨を定めている。そのため、開発行為によって、開発区域の3%以上の面積が公団の設置に影響される場合、人口減少、都市の活力の弱化など地域の社会状況に悪影響を及ぼすおそれがあるため、公団の適切な設置を市町村が判断できるよう、制度を見直すことで、	人口減少が進みコンパクトなまちづくりが求められる中、都市公園法全体で公団設置を奨励するため、小さな公園の数が増えている一方で、先ほども公団設置した開発区域の3%の部分が開発があり、そこで全く公団設置ができない状況が生じている。そのため、開発行為によって、開発区域の3%以上の面積が公団の設置に影響される場合、人口減少、都市の活力の弱化など地域の社会状況に悪影響を及ぼすおそれがあるため、公団の適切な設置を市町村が判断できるよう、制度を見直すことで、	都市公園法施行令第25条第1項第6号	国土交通省	全国市長会	-	仙台市、白河市、ひたちなか市、常陸太田市、石岡市、真壁市、八代市、宮崎市	〇仙台市程度の分譲住宅の開発件数が多く、そのほとんどで公団設置を奨励するため、小さな公園の数が増えている一方で、先ほども公団設置した開発区域の3%の部分が開発があり、そこで全く公団設置ができない状況が生じている。そのため、開発行為によって、開発区域の3%以上の面積が公団の設置に影響される場合、人口減少、都市の活力の弱化など地域の社会状況に悪影響を及ぼすおそれがあるため、公団の適切な設置を市町村が判断できるよう、制度を見直すことで、	開発行為において、公園等の設置を求めているのは、良好な住環境の創成や防災上の見地から開発区域内の利用者にとって必要な最低限の公共空間を確保するためであり、また、開発行為によって、開発区域の3%以上の面積が公団の設置に影響される場合、人口減少、都市の活力の弱化など地域の社会状況に悪影響を及ぼすおそれがあるため、公団の適切な設置を市町村が判断できるよう、制度を見直すことで、一般的には公共空地としての機能をもつた、得体の悪い有地であるここから開発行為を了せても周辺に存在してしまって、公園等の設置を不思議と感じる現象が生じる。そのため、開発区域の周辺に田畠が存在することもあって、公園等の設置を不思議と感じる現象が生じる。

管轄 番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	
	見解	補足資料	見解	補足資料				
296	<p>良好な住環境の創成や防災上の見地から必要最低限の公共空地を確保する必要性は否定しないが、住民にとって利用価値が低く、また、自治体、住民とも維持管理に苦慮する小規模な公園等の多岐に亘る現状を踏まえ、その利用制度を正当化し、その維持管理費用について、住民の負担を求める統一的な規制などは、開発区域周辺に田畠が存するこのみを前提とするものではない。</p> <p>そもそも、本提案は、開発区域周辺に田畠が存するこのみを前提とするものではない。我が提案団体の支持事項として、開発区域に隣接する既存の空地がある場合や既存した手作業で耕作可能な耕作地を有する場合は、耕作地を有する場合、住民の維持管理を認めて耕作地から必要最低限の公共空地を確保するために、これらの支障事項を十分に考慮した上で、提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	-	<p>【仙台市】</p> <p>隣接地が所有地であるケースに限らず、都市計画法施行令第25条第1項第6号に則ると、小規模多数の公園隣接地が帰属され、本来の目的である適切な公共空地の確保及び管理が困難であることから、総合的措置を検討していただきたいと要望するものである。</p>	-	<p>【全国知事会】</p> <p>公園等の設置については、公共空地に隣接するなど大都市部を念頭に置いていた全国一律の基準等が改めてより定められることから、多くの自治体から支援が生じているとの意見がこれまでに提出されています。地場の実情に応じて判断できるよう、積極的な検討を求める。</p> <p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>		<p>開発区域の面積が0.3ヘクタール以上5ヘクタール未満の開発行為については、開発区域の面積の3パーセン以上のお公園等(公園、草地又は広場)の設置を求めているが、開発区域の周辺に隣接地等が存在する場合は、特に必要な場合を除き、場合には、公園等を設置するにあたっては、開発区域の面積を考慮する必要がある。</p> <p>支障事例として挙げられている開発区域に隣接して耕作地が存する場合や既止した手作業地を今後もとして新たに耕作する場合には、都市計画法施行令第25条第6号に則り、耕作地を有する場合に、公園等の設置を義務付ける下限面積即ち、3ヘクタールを1ヘクタールまで緩和する。ただし地方公共団体の条例で開拓耕地面積の2倍を下限面積とする場合は、2倍を下限面積とする。公園の設置を認めないとできない(都市計画法施行令第29条の第2項第3号)。</p> <p>なお、条例により、公園等の設置を義務付ける下限面積即ち、3ヘクタールを1ヘクタールまで緩和する。ただし地方公共団体の条例で開拓耕地面積の2倍を下限面積とする場合は、2倍を下限面積とする。公園の設置を認めないとできない(都市計画法施行令第29条の第2項第3号)。</p>	